

鳴門教育大学附属中学校
学校関係者評価報告書

(令和2年度)

令和3年3月

学校関係者評価委員会

目 次

I 学校関係者評価委員会が実施した学校評価について	
1. はじめに	2
2. 評価の目的	2
3. 評価のスケジュール	2
4. 学校関係者評価委員会委員	3
5. 本評価報告書の内容	3
6. 本評価報告書の公表	3
II 学校関係者評価結果	
1. 総合評価	4
2. 評価項目ごとの評価	
(1) 評価項目1「主体的・対話的で深い学びの実現」	4
(2) 評価項目2「いじめの防止」	5
(3) 評価項目3「自己有用感の育成」	6
参考：学校の現況及び目標	8

I 学校関係者評価委員会が実施した学校評価について

1. はじめに

本報告書は、保護者、学校評議員、大学教員、地元の企業経営者で構成された学校関係者評価委員会が、鳴門教育大学附属中学校の教育活動の観察や校長等との意見交換等を通じて、附属中学校の自己評価の結果について学校関係者評価を実施し、その結果を報告書として取りまとめたものである。

2. 評価の目的

学校評価の目的は、

- ① 学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること
- ② 学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること
- ③ 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること

である。

このような学校評価において、学校関係者評価は、学校の自己評価の結果を学校関係者の立場から評価することを通じて、

- ① 自己評価の客観性・透明性を高めること
- ② 学校・家庭・地域が共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たること

を期待して実施されるものである。

※ 参考 文部科学省（2016）「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」

3. 評価のスケジュール

時 期	内 容
令和2年7月	第1回学校関係者評価委員会（委員長の選出、評価項目等の確認）
随時	委員が随時、学校を訪問して行事・授業等を参観、校長と意見交換
令和3年3月	第2回学校関係者評価委員会（評価報告書のまとめ）

4. 学校関係者評価委員会委員

○ は委員長（令和3年3月現在）

北島 一人	元附属中学校保護者会会長
手束 直胤	社会福祉法人有誠福祉会医療法人有誠会理事長 附属中学校卒業生 元附属中学校学校評議員
○ 阿形 恒秀	鳴門教育大学教授 元大阪府立布施高等学校校長 元大阪府教育委員会事務局教育振興室高校改革課首席指導主事
稲木 紀彦	附属中学校学校評議員 (株)トクジム代表取締役社長 元附属幼稚園学校評議員 元附属中学校保護者会会長

5. 本評価報告書の内容

本評価報告書の「Ⅱ 学校関係者評価結果」では、

評価項目1「主体的・対話的で深い学びの実現」

評価項目2「いじめの防止」

評価項目3「基本的生活習慣の徹底」

における全ての観点の内容を総合的に判断し、学校の教育活動・学校運営全体に関する総合評価を

A 十分達成されている

B 達成されている

C 取り組まれているが、成果が十分でない

D 取組が不十分である

の4段階評価で記述している。

さらに、3つの評価項目についても、各項目で同様の4段階評価で記述し、主な「優れた点」「改善を要する点」を併せて記述し、総合評価の根拠・理由を示している。また、「保護者対象学校評価アンケート」の結果に関する分析についても記述している。例年は「全国学力・学習状況調査」の結果に関しても分析を行っていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し調査は実施されなかった。

なお、「参考」として、自己評価書に掲載されている「学校の現況及び目標」を転載した。

6. 本評価報告書の公表

本報告者は、本評価報告書を鳴門教育大学に提供するとともに、設置者に提出する。また、ウェブページ（<http://www.naruto-u.ac.jp/schools/06/004.html>）への掲載により、広く社会に公表する。

II 学校関係者評価結果

1. 総合評価

鳴門教育大学附属中学校学校関係者評価委員会は、
評価項目1「主体的・対話的で深い学びの実現」
評価項目2「いじめの防止」
評価項目3「基本的生活習慣の徹底」
の内容を総合的に判断し、4段階評価中の「B 達成されている」と評価する。

この評価に至った根拠・理由については、以下の「2. 評価項目ごとの評価」において述べる。さらに、評価項目ごとに、主な「優れた点」「改善を要する点」をまとめ、達成度を総括する。

2. 評価項目ごとの評価

(1) 評価項目1「主体的・対話的で深い学びの実現」

評価項目1について、以下に示したように、各教科において「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、各教科の特質に応じた物事の「見方・考え方」を鍵概念として教育実践を展開し、「これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができる」という新学習指導要領の理念を的確に具現化している。学校の自己評価では4段階評価中の「B 達成されている」と判断されているが、コロナ下における制約のために学校が計画通りに指導を展開できなかった状況も踏まえ、学校関係者評価としても、4段階評価中の「B 達成されている」と評価する。

【学校の取組】

平成29年3月に告示された中学校学習指導要領の「解説 総則編」には、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められると示されている。また、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」として内閣府が提言した Society 5.0 を担う人材の育成も重要となっている。

これらを踏まえ、附属中学校では、各教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を働かせた深い学びの実現を図るために、学校全体で共通した授業設計モデルを設定し、授業改善に取り組んだ。

【優れた点】

- ① 新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた学習指導を各教科で実施し、学校全体で研究に取り組んでいる。
 - * 「学習課題を把握する場面」「学習課題に取り組む場面」「共有する場面」「発展させる場面」の4場面で構成した授業設計モデルを設定し、「社会に生きて働く資質・能力」の育成

を図っている。

*学習を発展させる場面では、確認・適用・進展・汎用・変容・再考・最適化の概念を踏まえて、深い学びにつなげている。

*新型コロナウイルスの感染予防のためにマスク着用、三密回避が求められる中で、ホワイトボードの活用や、教師のハンズフリーマイク装着等の工夫によって、主体的・対話的な学習を展開している。

② 評価項目1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関係する、保護者対象アンケートの質問事項の回答では、学校の取組が支持されている。

*保護者対象アンケートの質問項目「先生は一人一人の生徒の学習状況を理解し、力が付くように指導している」に対する肯定的回答（“よく当てはまる”と“当てはまる”の合計、以下同様）は、第1回アンケートでは76.0%、第2回アンケートでは78.9%となっている。

*保護者対象アンケートの質問項目「自分の子どもは学校の出来事や時事問題などについて、毎日家族で会話している」に対する肯定的回答は、第1回アンケートでは75.7%、第2回アンケートでは73.6%となっている。

③ 教職員の自己申告による目標管理における自己評価において、教職員は、評価項目1「主体的・対話的で深い学びの実現」について、設定目標を達成している、もしくは上回っていると評価している。

*「学習指導（主体的・対話的で深い学びの実現）」の自己評価は、教職員全員がAまたはB（A10名、B13名）となっている。

※ 教職員対象自己申告による目標管理は下記3段階で自己評価を行っている。

A 設定目標を上回っている（方策を十分に実践している）

B 設定目標をほぼ達成している（方策をほぼ実践している）

C 設定目標を下回っている（方策をあまり実践していない）

【改善を要する点】

① 5月に予定されていた附属中学校教育研究発表会等、学習指導の成果と課題を整理する場がコロナにより開催できなかった。学校の取組の改善という問題ではなく、感染の収束・終息を待つしかない状況ではあるが、学習指導に係る実践研究の継続・発展を図るべく、様々なアプローチを模索されたい。

② 各教科の専門性を大切にしつつ、実社会で「生きて働く」知恵は必ずしもパーツ（部分）に分けられない総合的・統合的なものであるという観点に立って、教科横断的な取組をさらに推進されたい。

（2）評価項目2「いじめの防止」

評価項目2について、以下に示したように、いじめに関するアンケート調査等を活用して、いじめの防止・早期発見・対処に学校をあげて組織的に取り組んでいる。学校の自己評価では4段階評価中の「B 達成されている」と判断されているが、コロナ下における制約のために学校が計画通りに指導を展開できなかった状況も踏まえ、学校関係者評価としても、4段階評価中の「B 達成されている」と評価する。

【学校の取組】

附属中学校では、平成 25 年 6 月に公布された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成 26 年 3 月に、「附属中学校いじめ防止基本方針」を定め（国の基本方針の改定を踏まえ平成 29 年に一部修正）、いじめの防止・早期発見・対処に組織的に取り組んでいる。また、いじめに関するアンケート調査等の結果を分析し、学校のいじめ防止対策の検証を行っている。

【優れた点】

- ① 生徒状況・学級の状況をきめ細かく把握し、支え合う集団づくり、居心地のよい環境づくりに取り組んでいる。
 - * コロナ下での休校・分散登校やコミュニケーションの制約等の条件の中で、担任によるこまめな電話連絡や生活記録のチェックにより、生徒状況の把握に努め、集団づくりにとって重要な意味を持つ文化祭・体育祭も、運営方法の工夫により実施している。
 - * いじめ防止担当者を配置して、小学校へ毎週出向かせ、児童の実態把握と小中連携の強化に取り組んでいる。
- ② 評価項目 2 「いじめの防止」に関係する、保護者対象アンケートの質問事項の回答では、学校の取組が一定の支持を得ている。
 - * 保護者対象アンケートの質問項目「学校は、教師と生徒、生徒相互の人間関係が円滑である」に対する肯定的回答は、第 1 回アンケートでは 85.6%、第 2 回アンケートでは 81.4%となっている。
 - * 保護者対象アンケートの質問項目「附属中学校の生徒は、互いに相手の思いや立場を踏まえて会話している」に対する肯定的回答は、第 1 回アンケートでは 73.9%、第 2 回アンケートでは 74.7%となっている。
- ⑤ 教職員の自己申告による目標管理における自己評価において、多くの教職員は、評価項目 2 「いじめの防止」について、設定目標を達成していると評価している。
 - * 「生徒指導（いじめの防止）」の自己評価は、A 6 名、B 17 名となっている。

【改善を要する点】

- ① いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっている場合があることを踏まえ、コロナ感染防止のための様々な制約が生徒に与える不安・ストレスを丁寧に把握し、必要なサポートを検討されたい。
- ② 道徳教育や人権教育等を通じて、互いを認め合う文化の醸成に努めているが、これらの学習内容について、一般的な理念ではなくリアルな人間関係における「自分事」として生徒が洞察を深めるような授業内容・授業展開の工夫に取り組まれない。

（3）評価項目 3 「基本的生活習慣の徹底」

評価項目 3 について、以下に示したように、「元気なあいさつの習慣付け、時間の厳守や清掃の徹底」等に取り組んでおり、評価できる。学校の自己評価では 4 段階評価中の「B 達成されている」と判断されているが、コロナ下における制約のために学校が計画通りに指導を展開できなかった状況も踏まえ、学校関係者評価としても、4 段階評価中の「B 達成されている」と評価する。

【学校の取組】

文部科学省は、『生徒指導提要』（平成22年）において、「基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために大変重要」であり、「自主性や自律性をはぐくむという生徒指導を進めていくために不可欠」であると指摘している。

附属中学校では、生徒が有意義な学校生活を送るうえでの基盤となる基本的な生活習慣の徹底を図るべく、校内で出会う全ての人への元気なあいさつ、時間厳守、清掃の徹底などの指導に取り組んでいる。

【優れた点】

- ① 「時間を守る、物を大切に使う、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣」「あいさつや礼儀、他者とのかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣」「授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣」の確立に向けて指導にあたっている。
 - *生徒会と一体になって、朝のあいさつ運動を展開し、あいさつの習慣の定着を図っている。
 - *通常の清掃だけではなく消毒等の作業も加わったが、生徒が清掃の意義を認識し集中して清掃活動に取り組むように指導している。
- ② 評価項目3「基本的な生活習慣の徹底」に関係する、保護者対象アンケートの質問事項の回答では、学校の取組が支持されている。
 - *保護者対象アンケートの質問項目「学校は、落ち着いて学習に取り組める雰囲気がある」に対する肯定的回答は、第1回アンケートでは93.1%、第2回アンケートでは92.8%となっている。
 - *保護者対象アンケートの質問項目「附属中学校の生徒は、あいさつができています」に対する肯定的回答は、第1回アンケートでは80.0%、第2回アンケートでは83.9%となっている。
- ④ 教職員の自己申告による目標管理における自己評価において、多くの教職員は、評価項目3「基本的な生活習慣の徹底」について、達成している、もしくは設定目標を上回っていると評価している。
 - *「学級経営・学校経営（基本的な生活習慣の徹底）」の自己評価は、A6名、B17名となっている。

【改善を要する点】

- ① コロナ感染防止のための消毒や三密回避等に教員が時間を取られる中で、基本的な生活習慣の徹底等のための生徒との関わりが十分に持たかを検証して、当面続くと思われるコロナ下での指導の在り方について検討されたい。
- ② 休校や分散登校のもとでの学力保障を重視する一方で、新型コロナウイルス感染者・感染地域・医療従事者等に対する忌避・差別の問題を考えさせる人権教育の時間が十分に確保できたかどうかを検証し、次年度の取組の改善を図られたい。

参考 学校の現況及び目標

1 現況

- (1) 学校名 鳴門教育大学附属中学校
- (2) 所在地 徳島市中吉野町1丁目31番地
- (3) 学級等の構成
1学年 4学級 2学年 4学級
3学年 4学級 計12学級
- (4) 生徒数及び教員数(令和2年5月1日)
生徒数 396人 教員数 25人(正規教員)

2 目標

(1) 目的・使命

本校の目的は、附属中学校校則第1条において「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すとともに、鳴門教育大学(以下「本学」という。)における生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする」と定めており、本校は義務教育を行う任務とともに、教員養成大学の附属中学校として、次のような使命をもった学校である。

- ①大学と一体となって、教育の理論及び実践に関する科学的研究を行う研究学校としての使命
- ②鳴門教育大学の学部学生の実地教育(教育実習)及び大学院生との教育実践研究等を行う使命
- ③教育界の課題の解明に努め、関係機関と連携し、本県中学校教育推進に寄与する使命

(2) 教育目標

本校は、校則第1条に示されている中学校教育の目的の達成のため、次の教育目標を掲げ、めざす生徒像・教師像・学校像を明確に示している。

知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主・自立の精神、創造的能力、豊かな人間性をそなえ、国際社会の発展に寄与することのできる心身ともにすこやかな中学生を育成する。

めざす生徒像

- 優しく思いやりの心を持ち、人の気持ちのわかる生徒
- 目標を持ち、自主的、創造的に学ぶ生徒
- 強い意思と体をもつと共に、しなやかに生きる生徒

めざす教師像

- 生徒を愛し、生徒とともに伸びる教師
- ゆるぎない使命感、鋭い教育観をもった教師
- 優れた指導力をもった教師
- 強い責任感をもって、何事にも丁寧な対応ができる教師

めざす学校像

- 創造的な知性を磨く学問学校
- 情熱的な意志を鍛える鍛錬学校
- 強健な身体を練る体育学校
- 敬和奉仕の精神に生きる人間学校

(3) 令和2年度重点目標(実践事項)

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現
ア 対話的な活動を通して深い学びを実現する授業の工夫
イ 見方・考え方を働かせる学習指導の充実
- ② いじめの防止
ア 人を思いやる言動や、周りへの気配りができる集団づくり
イ 温もりのある居心地のよい環境づくりの推進
- ③ 基本的生活習慣の徹底
ア 校内で出会う全ての人への元気なあいさつの習慣付け
イ 時間の厳守や清掃等、決められた事が確実にできる集団づくり

(4) 令和2年度評価項目(評価指標)

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現
ア 保護者対象アンケート(8月と2月に実施)

イ 教職員対象自己申告による目標管理(2月)
- ② いじめの防止
ア 保護者対象アンケート(8月と2月に実施)

イ 教職員対象自己申告による目標管理(2月)
- ③ 基本的生活習慣の徹底
ア 保護者対象アンケート(8月と2月に実施)

イ 教職員対象自己申告による目標管理(2月)